

第1回新潟市読書バリアフリー推進計画策定有識者会議 会議録

開催日時	令和5年7月4日（火曜） 午後2時から午後4時まで
開催場所	中央図書館3階 多目的ホール
出席者	委員7名、職員8名 計15名 （傍聴1名）
委員	青木委員、稲垣委員、石原委員、金子委員、栗川委員 栗田委員、長澤委員
中央図書館	新井館長、高橋館長補佐、祖父江補佐、山田主幹、渡邊主任 齋藤主査、岸本主査
障がい福祉課	吉川主査

【次第】

- 1 開会
 - 2 館長あいさつ
 - 3 委員・事務局照会
 - 4 座長選出
 - 5 議事
 - (1) 「新潟市読書バリアフリー推進計画」の策定経緯と有識者会議の設置について
 - (2) 計画策定スケジュールについて
 - (3) 新潟市の視覚障がい者等の読書環境の現状と課題及びほんぽーと館内見学
 - (4) 計画素案の説明
 - (5) 計画素案について委員からの意見聴取及び協議
 - 6 事務連絡
 - 7 閉会
-

1 開会

2 中央図書館長あいさつ

(中央図書館長)

皆様お疲れさまです。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。中央図書館の館長の新井と申します。よろしく願いいたします。

新潟市では、平成28年に「障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を施行し、だれもが安心して過ごせるまちづくりを進めているところです。そんな中、令和元年に障がいの有無にかかわらず、すべての国民が等しく読書を通じて、文字、活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的に、「視聴覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」、読書バリアフリー法と呼んでおりますが、その法律が施行されました。これを受け、本市でも市民が等しく読書に親しんだり、情報を得ることができる環境を整備するために「新潟市読書バリアフリー推進計画」を策定すること

にいたしました。これまでの市民の皆様の読書活動を支える図書館では、来館や活字による読書が困難な方々にさまざまなサービスを提供してまいりました。しかし、まだ課題もあると認識しており、この計画を策定することで読書バリアフリーに関する施策を総合的に推進していきたいと考えております。なお、策定に当たりましては、図書館のみならず、教育委員会や福祉部の関係課も一緒に検討してまいりました。お集まりの有識者の皆様からは、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

配布資料説明

(栗川委員)

今、配付資料を読んでもいただきましたけれども、最後に言われた2つの資料が、私の手元にはございません。それで、事前にメールで図書館の事務局のほうからこういう内容のメールが来ています。これは今後の議論にもかなりかかわる大事なことだと思うので、読み上げさせていただきます。計画に関係する国の法律と計画についてなのですが、「会議当日、栗川委員以外の委員には、参考資料として、墨字で印刷して配付します。法律等、国の計画は、点字資料をご用意しませんので、下のURLから事前にご確認くださいようお願いします」ということです。この文書と今日、実際に今、説明されて、皆さんの机の上にはこれがあるとされたところの国の法律と国の基本計画の資料は私の机の上にはないということで、意味がわからないと、なぜこういうことになっているのかという理由もわからないので、説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

大変申し訳ありませんでした。こちらの国の読書バリアフリー法、視覚障害者等の読書環境の整備に推進に関する法律の本編とその法律にかかわる国の計画ということだったので、こちら事務局としましては、あくまで参考としてお配りするという形でいましたので、大変申し訳なかったのですが、点字資料ではをご用意させていただかなかったという趣旨でございます。後でご用意させていただこうと思っておりますので。

(栗川委員)

目の見える人たちには墨字の資料を用意します。目の見えない私には点字資料は用意しませんということが、私は意味がわからない。なぜそのようにしたか理由を聞かせてくださいというように質問しました。そこを教えてください。

(中央図書館長)

今日の会議では、この資料5、資料6の点字でお配りしていないものについては、触れる予定がなかったもので、机の上に配付しておりませんでした。大変申し訳ありませんでした。次回からは、このようなことがないように、資料は全く同じものを机の上に配付するようにさせていただきます。

(栗川委員)

私としては全然納得がいけないというか、読書バリアフリーの基本計画をこれから立てようというところの会議の最初でこの扱いは、本当に典型的な差別だと思うのですがけれども。障がいのない人たちには情報を印刷して提供します、障がいのあるあなたには用意しませんという、これはどういうことなのか。同じことを繰り返しているみたいですが意味がわからないし、理由もわからない。今日、触れるつもりがなかったと館長さんがおっしゃいましたけれども、であればほかの委員にも配る必要はないわけでありまして、次回、それに触れるのであれば、そのときに配ればいい話であって、ここの扱いの違いと理由がわからないということを再三申し上げていますが、そのことについてのお答えがないのですけれども。

(中央図書館長)

栗川委員のおっしゃりたいことは理解しているつもりなのですが、結果として差別になってしまったということで、本当に申し訳ありません。確かにこのバリアフリーを考えるための会議なのに最初からそもそもの基本がなっていなかったということで、こちらの認識不足とおわびするしかなく、申し訳ありませんでした。

(栗川委員)

今後の予定もあるのであれですけれども、私としては全然納得がいけないというか、ある意味では典型的というか、こういうことが今までの歴史で障がい者に対してやってきたから、読書バリアフリーの推進計画を作りましょうという立法事実を皆さんに提示するためにわざとやったとかいうことだとすばらしいという感じだと思うのですが、きっとそうではないのかなと思っています。本当に障がいのない人たちに対して、今までさまざまな配慮が行われてきて、そこから配慮されない障がい者が排除されてきた、そういうことが障がい者に対する差別の歴史だと思うのですが、それを解消していこうということで、差別解消法やいろいろなことができ、読書の面でもやっていこうということで、これからこの計画を立てていくということだと思うので、そういう点でまさにこういうことが今まで障がい者に対してやられてきたのだということを肝に銘じたうえで話が進められればよいなと思います。

(中央図書館長)

最初にごあいさつに行ったときも、点字の資料をご用意させていただきますと、こちらから申し上げたにもかかわらず、このような対応になってしまいまして、本当に申し訳ありません。次回からはこのようなことがないように気をつけたいと思いますので、本当に反省したいと思います。

3 委員・事務局紹介

4 座長選出

長澤正樹委員が座長に選出されました。

5 議事

(1) 「新潟市読書バリアフリー推進計画」の策定経緯と有識者会議の設置について (2) 計画策定スケジュールについて

(事務局)

事務局から説明いたします。資料2をご覧ください。令和元年6月に視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(通称:読書バリアフリー法)が公布・施行され、第5条では地方自治体の責務が、また第8条では地方自治体が計画を定めるように努めることとされています。そこで本市でも、基本的な施策の方向性を示し、読書バリアフリーの取組みを推進するための指針として計画を策定することにいたしました。

計画の策定に当たっては、新潟市読書バリアフリー推進計画策定有識者会議を設置し、意見聴取及び協議を行います。

続きまして、5の(2)策定スケジュールについてご説明します。スケジュールとしましては、本日7月4日第1回有識者会議におきまして、館内見学を通しまして、新潟市の現状と課題を委員の皆様と共有させていただきたいと思っております。その後、計画素案の説明に入らせていただきます。8月22日第2回有識者会議を行います。第3回の有識者会議は9月から10月に行います。それを持ちまして、12月から1月にかけてパブリックコメントを行います。年が明けて令和6年1月にパブリックコメントの結果を公表いたしまして、3月にはこの計画の公表を目指しております。そして4月からは計画の期間が開始ということで、5か年計画の予定なのですが、令和10年度、令和11年3月までを予定しております。

(長澤座長)

ただいまの事務局からの説明について、ご質問等ございますでしょうか。

(栗川委員)

スケジュールの日程は大体わかりましたが、素案が今日出ている、それに対する意見聴取が3回ともあって、3回目で案を確定みたいなことになっているのですが、何か意見を踏まえて、素案を例えばどこかで修正して、修正案の提示があって、またそれについての議論をするというような段取りを考えてらっしゃるのか、それとも一応、この素案について1回、2回、3回とも話をし、どこで意見を言ってもいいという、そういう感じなのか。その辺、素案の修正案みたいなものの提示の予定との絡みの中で、今日出ている素案に対する意見の出し方といいますか、例えば、今日、ちゃんと言っておかないと次にはもう、であれば今日の会議で言わなければだめだし、次回でも大丈夫そうであれば、今日はかなり日程も混んでいるみたいだから、次回言おうとか、その辺の感じもあるので、その辺の予定を教えてくださいと思います。

(事務局)

本日、第1回目で、今回計画の素案を提出させていただきましたが、この第1回目では、まだお読みになっていない段階だと思いますので、計画の説明はさせていただきますが、この場での意見聴取はいたしません。第2回目が8月22日と決まっておりますので、その前に質問、あるいはご意見をいただく形にさせていただければと思っております。そのご意見や質問などを整理いたしまして、第2回目の有識者会議にまとめて提出したいと思っております。そのご意見、質問を受けての第2回目は、ご意見をいただいたり、協議をしたりと考えています。計画の素案の修正は、第3回目に修正したものを再提示させていただければと考えております。

(栗川委員)

わかりました。

(3) 新潟市の視覚障がい者等の読書環境の現状と課題及びほんぽーと館内見学

(事務局)

まず本市の現状からご説明したいと思います。新潟市の市立図書館では、障がいがあり、図書館に行くことが困難な方や寝たきりの高齢者の方などに対して、昭和57年から郵送貸出を始めております。また、団体等からの大活字本や手書きの拡大写本などの寄贈を受け、図書館にコーナーを設置するなど、障がいの有無にかかわらず、市民が読書活動を行えるよう取り組んでまいりました。このたび、施行された読書バリアフリー法の対象者は、視覚障がい者、読字に困難がある発達障がい者、寝たきりや上肢に障がいのある等理由により書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障がい者も含まれています。本市では、図書館への来館が困難な方へ図書館資料を宅配でお届けしたり、音訳や点訳のボランティアを育成し、音声資料や点字資料を提供してまいりました。

また、パソコン類やインターネット等、機器操作の支援として新潟市障がい者ICTサポートセンターを設置し、ICT機器の紹介、貸出・利用に係る相談、病院や学校での支援機器の研修会などの実施をしてまいりました。最近では従来からある紙媒体のものに加えて、新しいデジタル技術を活用したコンテンツや読書支援機器も登場しており、活字読書が困難な人たちを支援する書籍や電子書籍等にはさまざまなものがあります。

次に、新潟市の課題です。1点目ですが、新潟市の図書館でも紙媒体や電子媒体の資料を所蔵しているのですが、一般書籍に比べて蔵書数が少ないうえに種類が分野に偏りがあり、これを拡充していく必要があると思っております。

2つ目の課題です。これらの資料を作成したり、あるいは作成を指導する人材、具体的には音声や点訳をする方々やその技術を引き継いでいく方々が必要であり、本市では人材確保が課題と考えております。

3つ目です。読書バリアフリーの取組みは図書館だけではなく、さまざまな場面で行われるため、図書館職員だけでなく、福祉にかかわる職員や教職員、学校司書にも読書バリアフリーについて理解を深め、資質向上を図ることが必要と考えております。

最後の4つ目です。読書バリアフリーに関するサービスについて、市民の認知度はまだ十分でないため、さらなる情報発信が必要と考えております。当事者や活字による読書が困難な人を支援する方だけでなく、障がいの有無にかかわらず広く知っていただき、読書バリアフリーの取組みに関心を持っていただくことが大切だと考えております。

以上、本市の現状と課題について述べましたが、これらをより理解していただくため、本日は館内見学や読書支援用品等の説明も準備いたしました。読書支援機器以外にも中央図書館の建設にあたってはハンディキャップサービスを充実させるための設備を備えておりますので、併せてご案内したいと思っております。

本日、ご案内する内容は、次の資料3に記載のあるものです。これから見学に移りたいと思っているのですけれども、資料3をお持ちいただければと思います。

(館内見学)

(4) 計画素案の説明

(事務局)

本市では、中央図書館を事務局としまして、読書バリアフリーの取組みに関する庁内及び教育委員会の部署と資料4のとおり素案を作成いたしました。計画の全体像について大まかにご説明します。それから、成果指標があるのですけれども、そちらを一つひとつ丁寧に説明しようと思っております。計画は5つの章からなっており、最後に用語集をつけております。計画の本文の中で説明が必要と思われる用語には、右上にルビと※印、番号をつけて、用語集を用意しました。用語集の中にも、用語説明のルビがついている場合もあります。

計画全体のページの打ち方については、表紙が1ページ、目次を2ページとしまして、第1章が始まる本文のところが3ページ目というようにしております。

それでは、3ページ目の第1章をご覧ください。点字資料では6ページが該当します。第1章では、計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画の対象、計画期間と推進体制について記述しています。計画は、令和6年度から令和10年度の5年間を考えています。この期間に取り組む内容について書いてあります。

次に、5ページ目の第2章をご覧ください。点字資料では11ページが該当します。第2章では、本市の視覚障がい者等へ取組みと本市の今後の課題について記述しております。視覚障がい者等への取組みの内容は、市立図書館、学校図書館、その他の部署の3つに整理して記述しています。

次に8ページ目から第3章となります。点字資料では22ページ目となります。第3章では、基本方針として5つの方向性を示しました。各方向性は、読書バリアフリー法で地方自治体に求められている施策にひもづけてあります。

次に9ページ目の第4章をご覧ください。点字資料では23ページ目が該当します。第4章では、基本方針の5つの方向性ごとに、具体的に取り組む内容を記述しました。取組みにあたっては、庁内・庁外の関係機関と連携して取り組みます。

続きまして、12ページが第5章となります。点字資料では32ページ目が該当します。

第5章では、計画の進捗管理と成果指標について記述しました。計画期間中の進捗状況については、関係する課と進捗を管理し、まとめて図書館のホームページで公表してまいります。

続けて、成果指標を設定しました。計画最終年度は令和10年度となりますけれども、成果を振り返ることができるように、1年度前の令和9年度末の目標値を設定して、計画の最終年度に振り返るということにしております。それでは、指標について、一つずつ説明いたします。

まず、アクセシブルな書籍・電子書籍等の所蔵点数として3つ挙げました。大活字本の所蔵冊数、録音図書の所蔵点数、それから新潟市が導入しました電子書籍の中で音声読み上げ対応コンテンツの占める割合を増やすということを目指してまいりました。大活字本のところに別置Lという記号がございますが、図書館では特定ジャンルの本をまとめて本棚に置くときに記号をつけて固めておきます。そのLという記号が旧新潟市から従来、使っている記号で、大活字、大きいサイズのLということです。

それから、録音図書のほうは、HCとか、HDという記号がついているものです。HはハンディキャップのHで、CはCD、HDのDはDAISYのDの意味で、こういったHC、HDという記号をつけてまとめてあります。

そして電子書籍の中で、音声読み上げ対応のコンテンツの割合を増やすことを目指したいと思っております。電子書籍の中には、写真や図版が多用されていて、販売時、読み上げ対応でないものも含まれてしまいますけれども、読み上げ対応のものを積極的に購入し、割合を増やしていきたいと考えています。

次に、「りんごの棚」によるアクセシブルな書籍の環境整備です。「りんごの棚」とは、障がい者サービスで用いる、点字や録音等のさまざまな形の資料や障がい者理解するための資料等を集めたコーナーのことで、1993年にスウェーデンの図書館で始まり、世界各地に広がっている取組みです。本日、見学していただいた中央図書館の「LLブックコーナー」というものがありますが、そちらを「りんごの棚」として拡充するとともに、各区の図書館で設置していきたいと目指しています。本市は、区が8つありますので目標は8館です。

次に、図書館に来館困難な方に図書館資料を宅配で届ける在宅障がい者等図書サービスについて、さらに広報に力を入れ、利用者を拡大していきたいと考えています。

次に、活字読書支援サービスという既存サービスについても、さらに広報に力を入れ、利用者を拡大していきたいと考えています。この活字読書支援サービスというものは、さまざまなサービスがありまして、録音図書の貸出や録音資料の作成、対面朗読や国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスのデータダウンロードを図書館が行って、CDなどで提供するものです。

次に、図書館職員の読書バリアフリーサービス理解の研修会についてです。これまでも図書館ではハンディキャップサービスの研修を全館の司書に行ってきましたが、今後は、さらによりよいサービスを提供するために読書バリアフリーの理念を理解してサービスを実施するために必要な知識などを身につける研修を行いたいと考えています。新潟市の図書館の司書は全館で約130名おりますので、令和6年度から令和9年度までの4年間で司書全員が研修を受けるということを目指したいと思っております。

最後に、対面朗読等協力者（音訳ボランティア）の登録者数です。一般的には、全国的には音訳ボランティアという呼ばれ方をすることが多い対面朗読などを行う支援者について、本市では対面朗読等協力者と呼んで活動していただいております。専門的な技術を勉強し、訓練をされている方々ですが、高齢化もあり、登録者が減少傾向にあります。そこで中央図書館では養成講座を実施し、育成に取組み、登録者を増やしていきたいと考えています。

計画の最後、13 ページからは用語集を設けてあります。点字資料では用語集は34 ページからが該当します。こちらの用語集の説明文についても意味がわかりにくいとか、別の表現がよいのではないかとお感じのものがありませんでしたら、ご意見をいただきたいと思っております。

最後にこちらの素案についての今後の協議方法について、冒頭の栗川委員からの質問と重複するかと思っておりますが、もう一度ご説明します。

委員の皆様には、8月4日（金曜）までにメールなどでご意見をいただきたいと思っております。メールをお使いでない方には、紙面で記入する書式を郵送いたします。ご意見をいただく様式は後日お送りしますので、8月下旬の次回の有識者会議に向けての意見をいただきたいと思っております。次回の会議では、委員の皆様のご意見を整理した資料をご用意し、それを基に協議を深めていただきたいと考えております。以上で、事務局から素案についての説明を終わります。

（5）計画素案について委員からの意見聴取及び協議

（青木委員）

私の障がい者団体は、視覚障がい、聴覚障がい、身体障がいという3障がいの団体で、当事者の方々のお話等は伺っていますが、専門的なこういう素案のことに関しての取組みということで、8月4日までの途中にここはわからない、ここはどういうことですかという疑問点や、そういうものが起きた場合は、どちらにお尋ねすればいいのでしょうか。

（事務局）

事務局のほうにご連絡をいただきまして、またそういったいろいろな媒体をもう一度見てみたいとか、部屋等、ご案内した施設をもう一度、見てみたい、あるいはほかの方の意見を聞きたいので、改めて館内見学をしたいということであれば、日程調整をして対応したいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

では、私から一点確認なのですが、例えば、見て、なかなか理解が難しいという場合に、実際に当事者の方に聞いてみるとか、あるいは自分の所属している組織の人に聞いてみるとか、そもそもこの資料を見せていいものかとか、その辺はどうなのですか。相談したり、見せたりしていいかということですか。

(事務局)

本日の会議については、会議の議事録と一緒に配付された資料も公開いたしますので、ほかの方にも見ていただいて、いろいろなたくさんの方の視点でご意見をいただきたいと思っています。

(長澤座長)

一人で悶々と悩まなくていいということですよ。ありがとうございました。
委員の方、質問等ございましたらお願いいたします。

(石原委員)

私の聞き漏らしだったら申し訳なかったのですが、成果指標のところ、先ほど、ご説明していただいたのですが、幾つかの項目はこの数値はこういう根拠でというように教えていただいたのですが、それ以外のところの数値はどのように目標を立てられたのでしょうか。

(事務局)

アクセシブルな書籍・電子書籍等の所蔵点数の大活字本の所蔵点数ですが、1年間に受け入れる大活字本の過去3年間くらいの点数を調べまして、それより少しプラスアルファ多いくらいのを1年当たりで増やしていきたいと思っています。録音図書も同じように過去の受け入れ点数を参考にいたしましたが、録音図書は単価が高いこともありまして、あまり数字が増えていないように思えてしまいます。

それから電子書籍の中で、音声読み上げ対応の割合ですが、2か年くらい購入してみて、そこから上昇させたいと思っておりますが、業者から提供されているコンテンツの比率にも影響されることがあります。予算の状況などにも影響されると思いますが、割合は増やしていきたいと考えております。また、電子書籍の特性として、紙の資料のように購入するタイプコンテンツもございますが、期限内でしか見られないものがございます。例えば、契約で2年たったから見られなくなってしまう、52回貸し出されると著作権、許諾の関係で見られなくなってしまうものがあります。そういった期限が設定されているものもございますので、そこも配慮しながら音声読み上げ対応の割合は増やしていきたいと目標を立てました。

「りんごの棚」は先ほど申し上げたとおり、1区に一つです。

在宅障がい者等図書サービスの登録者宅配件数も、有効期限が4年の登録で、更新をされて皆さん使っていらっしゃいます。昨年度から図書館のほうで視覚障害者福祉協会であるとか、NPO法人オアシスなどにアウトリーチ活動などの力を入れはじめまして、そこから口コミで広がって、1年当たりの登録者数は少しずつですが増えております。今後もそういったアウトリーチ活動や広報活動に力を入れて増やしていきたいという目標値です。

活字読書支援サービスの登録についても、PRをしたことや、アウトリーチ活動で知ったということで問い合わせが増えている部分もありますので、力を入れていきたいと思っております。

それから、図書館職員のハンディキャップサービスの研修はすでにやっておりますが、読書バリアフリーサービス理解の研修会は現在ゼロで、法律のことをしっかり踏まえた研修として新たに位置づけて、しっかりやっていきたいというものです。

対面朗読等協力者ボランティアの数ですけれども、昨年度から育成の研修もしております、今後、計画期間の間にはなるべく定着していただけるようにサポートもして、登録者を増やしていきたいと思っています。

(青木委員)

成果指標をしっかり持って、その目標値を達成するという意気込みを先ほど伺いましたけれども、例えば、現状値の数字をほかの政令市のやっている、好評な取組みをやっている比較というものができる数字、参考にできる数字みたいなものは資料としてあるのでしょうか。そもそもここがわからないと目標値が高いのか、低いのかということがわかりかねますので教えてください。

(事務局)

全国公共図書館協議会のほうから障がい者サービスについての統計資料が2年連続で出ていました。正確な名前は忘れてしまって申し訳ありませんが、数字をまとめてお送りできればと思っています。

(稲垣委員)

いろいろ教えていただきありがとうございます。ここの図書館は、私、できたときからの活動場所ですので、ほとんどわかっているものだと思っておりましたが、こどもとしょかんのLLコーナーというのだけはわかりませんでした。私、あるところの団体で「Lの会」に所属しています。この「Lの会」というのは、生涯学習のLなのです。LongLifeLearning。生涯学習の3つのLの頭文字をとって「Lの会」といっていたのですが、こども図書館のところにLLブックコーナー、これには気がつきませんでした。私も実際、ハンディキャップサービスということで、あちこちで話すことがあります。手を挙げてもらいます。ほとんど手が挙がりません。ということはまだまだ私の宣伝も足りないし、図書館側の宣伝も大いに足りないんだということがよくわかっております。でも、このLLコーナーというのを覚えてだけでも、今日は収穫がありました。ありがとうございました。

(長澤座長)

ありがとうございました。それでは、時間も限られてきましたので、もし何か質問等ございましたら、事務局のほうにお問い合わせ願います。

では、これもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。委員の皆様のご協力で円滑に議事を進めることができました。ここで進行を事務局にお返しいたします。

6 事務連絡

(事務局)

ありがとうございます。長澤委員には円滑な進行と委員の皆様には貴重なご意見をいただきました。ありがとうございました。

では、次回の有識者会議の予定になりますが、事前に皆様のスケジュールを伺いました。8月22日(火曜)午前10時に第2回有識者会議を予定しております。また、第3回目の会議の日程調整として、今、この場で候補の日時を申し上げます。第3回目の日時の候補ですけれども、9月20日(水曜)午前10時または10月19日(木曜)午前10時からの2日間が候補になっております。今、申し上げたのですけれども、7月7日(金曜)ごろまでに中央図書館の山田か齋藤までご都合をお知らせいただけますでしょうか。3回目の日程が決まりましたら、改めてご連絡いたします。

7 閉会